

酪肉近の都道府県計画等の策定について

令和 7 年 5 月
畜 産 局

1 背景

本年 4 月に新たな酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針（以下、「酪肉近」という。）が策定されたところです。今後、都道府県等におかれても、必要に応じて都道府県計画や市町村計画（以下、「都道府県計画等」という。）の策定を行っていただきたいと思います。

都道府県計画等の策定にあたっては、「酪農・肉用牛生産近代化計画作成要領（昭和 58 年農林水産省畜産局長）（以下、「計画作成要領」という。）」に基づき、策定いただくこととなりますが、新たな酪肉近を踏まえて、計画作成要領に関しても見直しを行います。

なお、計画作成要領については、内閣府地方分権室の「令和 4 年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和 4 年 12 月 20 日閣議決定）において、次期都道府県計画等の策定に向け、令和 7 年中に計画作成要領を改正する旨明記されたところであり、これらを踏まえた計画作成要領の見直しが必要となります。

2 対応方向

このため、計画作成要領については、新たな酪肉近に基づく修正を行うとともに、「令和 4 年の地方からの提案等に関する対応方針」に基づき、以下の点を踏まえた見直しを行います。

- ・ 要領に定める都道府県計画等の様式を簡素化するとともに、簡素化した様式を参考様式として位置づけ、地方公共団体が任意の様式で作成して差し支えない
- ・ 都道府県計画等は、地方公共団体における既存の他の計画と一体のものとして策定することが可能

3 今後について

7 月中 新たな計画作成要領 策定

- ・ 都道府県計画の協議については、事務を効率的に行う観点から、数回に分けて提出期限を設定したいと考えております。
- ・ 都道府県計画の作成状況は、今後適宜進捗を把握させていただければと思います。

<参考> 前回策定時

第 1 回提出期限：令和 2 年 11 月 30 日

→令和 3 年 1 月 29 日回答

第 2 回提出期限：令和 3 年 1 月 19 日

→令和 3 年 3 月 18 日回答

第 3 回提出期限：令和 3 年 7 月 16 日

→令和 3 年 8 月 18 日回答

【問い合わせ先】

農林水産省畜産局総務課

畜産総合推進室 調整班

担当：室賀、山本、河田

連絡先：03-6744-0568（内線：4888）

(参考 1) 令和 4 年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和 4 年 12 月 20 日閣議決定)

1 基本的考え方

地方分権改革については、これまでの成果を基盤とし、地方の発意に根ざした新たな取組を推進することとして、平成 26 年から地方分権改革に関する「提案募集方式」を導入した（「地方分権改革に関する提案募集の実施方針」（平成 26 年 4 月 30 日地方分権改革推進本部決定））。

地方分権改革の推進は、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤となるものであり、地方創生における極めて重要なテーマである。令和 4 年の取組としては、提案が出されて以降、これまで、地方分権改革有識者会議、提案募集検討専門部会等で議論を重ねてきた。

今後は、「デジタル田園都市国家構想基本方針」（令和 4 年 6 月 7 日閣議決定）も踏まえ、以下のとおり、地方公共団体への事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直し等を推進する。

（中略）

（6）酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭 29 法 182）

都道府県及び市町村における酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための計画（2 条の 3 及び 2 条の 4。以下この事項において「都道府県計画等」という。）については、次期の都道府県計画等の作成に向け、「酪農・肉用牛生産近代化計画作成要領」（昭 58 農林水産省畜産局長。以下この事項において「要領」という。）を令和 7 年中に改正し、以下の措置を講ずる。

- ・要領に定める都道府県計画等の様式を簡素化するとともに、簡素化した様式を参考様式として位置付け、地方公共団体が任意の様式で作成して差し支えないこととする。

- ・都道府県計画等は地方公共団体における既存の他の計画と一体のものとして策定することが可能であることを明確化する。

（以下略）

(参考 2) 現行計画作成要領 (抜粋)

第 1 都道府県計画

2 都道府県計画の様式

都道府県計画は、別記様式第 1 号に定めるところにより作成するものとする。

第 2 市町村計画

2 市町村計画は、別記様式第 3 号に定めるところにより作成するものとする。